

勝山市漁業協同組合内共第 1 号第五種
共同漁業権遊漁規則

(目的)

第一条 この規則は、この組合の有する内共第 1 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、いわな及びやまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があつたときは、第十条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第六条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第三条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の中欄の漁具・漁法により行うものとし、当該、漁具・漁法は、それぞれ同表の右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	規模
あゆ	竿釣(友釣、毛針釣、空かけづり) 投網	
	脇投網	長さ 8 メートル以下 固定は禁止
こい ふな	竿釣	1 人 3 竿以内
いわな やまめ	竿釣	

2 皿川及び滝波川においては、空かけづり、投網及び脇投網によるあゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第四条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	竿釣	公表した解禁日から 11 月 30 日まで
	投網 脇投網	公表した解禁日から 11 月 30 日まで
こい ふな	竿釣	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
いわな やまめ	竿釣	2 月 1 日から 9 月 30 日まで

2 前項の公表は、福井新聞に掲載し、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第五条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
野津又橋から上流の野津又川	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
小原大橋から上流の滝波川	1 月 1 日から 6 月 30 日までおよび 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第六条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項、ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000 円を加算した額とする。

魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料			
			ア、イ、ウ 以外の者	ア 中学生以下	イ 高校生、女性	ウ 障害者
あゆ	竿釣	1 日	3,000 円	無料	3,000 円	3,000 円
		1 年	15,000 円	無料	7,500 円	7,500 円

	投網 脇投網	1 年	20,000 円	無料	20,000 円	20,000 円
こい ふな い わな や まめ	竿釣	1 日	1,500 円	無料	1,500 円	1,500 円
		1 年	4,000 円	無料	4,000 円	4,000 円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

(1) 勝山市漁業協同組合（勝山あゆ振興施設：勝山市荒土町松ヶ崎 I-17）

(2) 勝山市漁業協同組合が委託した遊漁承認証取扱店

No	郵便番号	住所	店名	電話番号
1	911-0841	勝山市鹿谷町発坂 1-1	石田おとり店	0779-89-7766
2	911-0848	勝山市鹿谷町保田 49-8-1	保田岩州	080-1628-0211
3	910-1303	吉田郡永平寺町藤巻 64-1-5	竹乃家	090-5685-7860
4	911-0056	勝山市北郷町坂東島 8-8	ファミリーマート勝山北郷店	0779-89-1120
5	910-1326	永平寺町牧福島 24-9-1	もりいし釣具店	0776-64-2107
6	911-0056	勝山市北郷町坂東島 36-25	竹生おとり店	0779-89-1055
7	911-0806	勝山市本町 3-2-6	丸山釣具店	0779-88-0847
8	911-0034	勝山市村岡町滝波 19-15-2	平尾ペンション	0779-89-3300
9	911-0828	勝山市平泉寺町大渡 18-1-1	上山商店	0779-87-1771
10	911-0006	勝山市北谷町谷 117 字-17	東山いこいの家	0779-83-1347
11	911-0803	勝山市元町 1-9-12-6	ファミリーマート勝山元町 1 丁目店	0779-88-9008
12	911-0017	勝山市野向町横倉 56-35	あまごの宿	0779-88-5398
13	911-0032	勝山市芳野町 1-3-10	ヤシキ酒店	0779-88-0601
14	911-0831	勝山市遅羽町比島 33-1-2	勝山橋おとり店	090-8969-4284
15	911-0001	勝山市北谷町小原	小原ゲート	0779-83-1007
16	910-0842	福井市開発 4-311	上州屋新福井店	0776-54-7663
17	910-0065	福井市八ツ島町 31-601	フィッシングポイント	0776-24-5005
18	910-0015	福井市二の宮 2-27-9	フナヤ釣具店	0776-28-0278
19	911-0003	勝山市北谷町中尾河合 26-2-1	北谷コミュニティセンター	0779*83-1030
20	910-0103	福井市角野町 13 字高田	釣日記	0776-55-0888
21	910-0837	福井市高柳町 2-623	榎本間釣具店	0779-43-6226
22	910-0033	福井市三郎丸 3-1105	越前フィッシングセンター	0776-22-1095
23	910-0035	勝山市郡町 3-313	セブン・イレブン勝山郡町店	0779-88-5516
24	911-0044	勝山市荒土町松ヶ崎 3-115	ファミリーマート勝山荒土店	0779-89-1788

(遊漁承認証に関する事項)

第七条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムによるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

別記様式第1号 遊漁承認証

表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	住所 氏名 (生年月日) (年令)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
発行日	
発行者	
勝山市漁業協同組合 印	

注意事項
1 遊漁中は必ず本証をご持参ください。
2 本証のご使用は記名者本人に限ります。
3 本証を記名者本人以外の者が使用した場合は、没収します。
4 漁場監視委員巡視の際は、本証をご提示ください。
5 福井県漁業調整規則を遵守してください。
6 遊漁規則を違反したときは、遊漁をお断りすることがあります。
7 本証を紛失されても再発行はいたしません。
8 年券の場合には、上半身無帽の写真を貼り付けてください。
当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流、アユ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレット又はホームページをご覧ください。
2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

(遊漁に際し守るべき事項)

第八条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第九条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

別記様式第2号 漁場監視員証

表	裏			
No. 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 記 <table border="1"><tr><td>住所</td></tr><tr><td>氏名</td></tr><tr><td>(年令)</td></tr></table> 有効期間 発行者 勝山市漁業協同組合 印	住所	氏名	(年令)	注意事項 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。 2 被取締者の請求のあるときは、この証を提示する。 3 取締についての言動態度を温和にされたい。 4 取締は、公平にして厳重にしなければならない。 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
住所				
氏名				
(年令)				

(違反者に対する措置)

第十条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(許可条件に関する事項)

第十一条 この規則の適用水面は、永平寺町市荒川発電所水路鉄管(向かって右端)の先端

と当該鉄管の先端から、その鉄管を見通した対岸(勝山市北郷町坂東島)に設置した標柱とを結んだ線、次の点アと点イとを結んだ線、点ウと点エとを結んだ線の間における漁業権漁場とする。

点ア：点オから下流へ直線 1,500 メートルの九頭竜川本流右岸の点

点イ：点カから下流へ直線 1,500 メートルの九頭竜川本流左岸の点

点ウ：真名川左岸の勝山市と大野市との境界点

点エ：点ウから真方位 142 度の線と真名川右岸との交差点

点オ：九頭竜川本流右岸の勝山市と大野市との境界点

点カ：点オから真方位 207 度の線と九頭竜川本流左岸との交差点

(附則)

この規則は、行政庁の認可のあった日より施行する。